

儀相續のため、永く御手當として、毎歲金壹萬貳

千兩宛賜はるへきの旨、對馬守義暢に懇命あり、  
是等の事、元より貿易の盛衰に關係せるをして、こゝに教む。

○考證は、さもに宗氏通信御用御手當井拜借金の條にあり、

## 通航一覽卷之百二十九

### 朝鮮國部百五

#### ○貿易

海關印科、耶蘇禁制告驗、  
商賣金高井銅渡方

元和六庚申年、宗對馬守義成、命によりて、竹局

朝鮮圖

島に於て潛商のもの二人を捕へて、京師に送る、その卯  
所見、寛文四甲辰年、多年朝鮮に武具等を潜販せしも  
の、數十人を召捕へ、その輕重にしたがひて、刑罪に處

せられ、宗對馬守義眞に命して、かの國に書を贈りて

これを質さしむ、爾來しばら其事ありて死刑に行

はる、同十二壬子年、對馬國佐須奈浦に新關をおき、  
朝鮮往來の船を監察す、新關の事、前の和館の條に出す、  
和館の始末併せ考ふべし。

元和六年庚申、本國國をさす、對馬商賣、彌左衛門、仁右

門者竊渡海、居儀竹島之間、按するに、磯竹島は即  
竹島をいふなり、捕之

可送京都之由有旨命、依之義成君被遣小田治郎右

衛門、阿比留新左衛門、高松彌左衛門、小島平左衛

門、山下五左衛門、小田、阿比留早速到彼島、捕二人

被送遣之伏見云々、本州偏陰略○安するに、この罪人落着のれども、文意然るべきに似たれば、断して本文さす、又按するに、滑溜等の事により、かれ論する割子あり、然れど慶長年間すてにそ附す、また八幡船の事によて出されし御書あり、その年代等また詳ならざれば、因に附錄す、因に附錄す

李德馨倭情を陳するの劄子あり、この劄子己酉年  
接するに、慶長以後の劄子見えたり、十四年をさす、以後の劄子見えたり、  
倭館市物、初無禁制、自朝中再來、申上人さより、訓別幅商物、濫觴無紀、上京往返、國家難支、仍設法示禁、謀杜其弊、只許米布入館互市、其他貨物無不有禁、利源難塞、甚於防川、禁令愈密、潛商愈衆、此蓋山開市禁斷諸物、故潛商弊起、潛商起故、透漏機事之患、又因此而作矣、昔在先朝平義智始來、先王深軫慮、痛絕潛商、累教申飭、及到東平館、別令兵曹捕盜廳巡選、設禁法非不嚴矣、而晝夜並賂巡選守直軍士、而抵死交易、至有牒示朝報之說、此無他、商賈雖知國法至嚴、被誅者無幾、獲利者甚薄、其冒禁固宜、倭奴亦知分費之爲不貲、而甘爲此者、只以所齎商物必因此而後可換易也、其在國都、難禁如是、則釜山館之事益可哂矣、申明禁令、只爲東萊奸黨軍

官吏胥輩、作弊操美之地、倭奴竊笑其法禁細密、號令不行、臣每痛之、今之倭物倍多於平時、而所要在於段參虎豹皮、不在於米布、米布乃窮民所賣、而參皮不得救饑寒者也、諉以舊禁、而嚴禁參皮、唯許以米布交易、則開市未易畢、留連邊上、倍費糧料、徒激憤恨、爭糾起釁、酒薄致圍又可徵矣、前日倭船滿載累萬物貨、不換米布、盡散發還、此非潛商何由賣盡乎、然則開市禁物、只滋弊甚果何益哉、若弛此禁、使彼此交易之物盡入開市、而峻潛商之法、則我民不售所欲、何苦強爲潛商、而爭陷於重罪乎、潛商既絕、則密通事情之弊從可杜矣、本司回啓中、許其開市、而重斷潛商不曉云者、但爲此利害耳、雖然無點名劄簿之舉、則往來名數、難以識察、其欲收稅者、亦非爲權利也、但要詳其識察之數也、臣久爲宣慰使、熟諳此間事狀、會本司來議回啓、悉達素懷矣、

## 和文

倭館貿易の事、初禁制のことなし、朝中か再來りしより、國王別幅の商物甚多く、上京往返の間、その費限りなきによりて、始めて他の貨物を禁し、但米を救ふべきにあらず、今參皮を禁し、但米布を許さは、恐らくは貿易のこと速に決しかたく、徒に邊上に留連し糧料を費し、又其忿恨をいたさん、前日倭船累萬の物を載せ來り、是を米布にかへすして盡く賣去る、是潛商に賴るにあらずんは、争てか是を賣盡す事を得ん、しかし今此禁を弛し、彼此をして各心に任せ交易せしめ、よつて嚴しく其潛商を禁せは、我民既に國禁を犯すの患なく、倭人に在ても亦其貨物を分ち賣すの事なく、彼此各其利を得ん、潛商既に絶えは、其密に國事を漏すの弊又よつて防ぐへし、然りといへとも其商人を點檢し、是を籍に記す事なくむは、其往來名數を察し難からん、商税を榷せんといふもの、また其利を計るか爲にあらす、依て其名數を察せんかためのみ、以て悉く素懷を達す、朝鮮通交大紀、但し、の前文は前に見ゆ、

對馬國太守宗對馬守家藏大神君御書之寫、異國には、はん船<sub>はん</sub>按するに、はん相渡事、雖令停止、猶又堅可被申付候、若於違背之輩者、御在所可被成御成敗者也、

二月八日 御 謹 御 判  
事おもふべきのみ、是その嚴禁を設くる、却て東萊奸惡の軍官下吏私謀を致すのたすけたるのみ、倭人の爲に竊に笑はれん、今持來る倭物その數平時に倍し、求る所たゞ綵參虎豹皮に在て米布にあらず、夫米布は民用の急なるものにして、參皮は饑寒